

審 議 結 果

会 議 名	第2回川口市男女共同参画推進委員会
開 催 日 時	平成31年3月12日(火) 10時00分から10時30分
開 催 場 所	かわぐち市民パートナーステーション 会議室1
出 席 者	杉浦委員長、丸山副委員長 小岩委員、岩城委員、西浦委員、高野委員、佐々木委員、尾内委員 沢田市民生活部長、川野課長、永瀬課長補佐、高橋主任、高野主事補
議 題	1 開会 2 諮問 3 議事 (1) 諮問事項について (2) 計画のスケジュールについて (3) 配偶者暴力相談支援センターについて (4) 計画(案)について 4 その他 5 閉会
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0名
会 議 資 料	会議次第 資料No.1 川口市DV対策基本計画のスケジュール 資料No.2 川口市配偶者暴力相談支援センターについて 資料No.3 川口市DV対策基本計画(案)

	別添資料 1 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援基本計画（第4次） 別添資料 2 男女共同参画に関する市民意識調査（抜粋）
審 議 経 過	別紙のとおり
そ の 他	—

審 議 経 過

1 開会（10時00分）

- ・ 事務局から、出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 事務局から会議の傍聴希望者がいない旨を報告した。
- ・ 事務局から配布資料について説明した。
- ・ 委員長から会議録署名人の選任について説明し、今回の署名委員を決定した。

2 諮問

- ・ 市民生活部長から川口市DV対策基本計画の策定について諮問を行い、各委員に諮問書の写しを配布した。

3 議事

(1) 諮問事項について

○委員長

次第3 議事の（1）諮問事項について事務局の説明を求める。

○事務局

緑色の冊子、「第2次川口市男女共同参画計画〈改訂〉」の39ページをお開きいただきたい。

「課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき「市町村基本計画」と位置付けている。なお、これ以降の説明では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を「配偶者暴力防止法」と略して呼ばせていただく。同法律は、計画冊子の97ページから104ページに掲載している。

DVは家庭内や個人的な関係において行われるため、外部からの発見が難しく、加害者

に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気づかないうちに被害が深刻化し、被害者の救済が難しい状況になりがちである。

そこで本市では、DV被害者の身近な相談窓口として、平成28年7月に川口市配偶者暴力相談支援センターを開設し、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援を図れるようになった。

このようなことから、DV被害者の支援について総合的、計画的に取り組むため「川口市DV対策基本計画」を策定することとし、委員の皆様にご意見を伺ったところである。

なお、これ以降の説明では、「配偶者暴力相談支援センター」を「配暴センター」と略して呼ばせていただく。

諮問に関する説明は以上である。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

（2）計画のスケジュールについて

○委員長

議事の（2）計画のスケジュールについて事務局の説明を求める。

○事務局

資料 No.1 をご覧いただきたい。

計画策定に伴うスケジュールについて説明させていただく。

平成31年度は、委員会の開催を3回予定している。第1回目は夏頃、2回目は秋頃を予定しており、計画の素案を作成したいと考えている。その後、12月頃に、計画に対する市民からの意見を募集するパブリック・コメントを実施、提出された意見を反映させ、1月頃、3回目の委員会で素案を確定したい。

なお、2月末に正副委員長より市長への答申を行う予定である。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

(3) 配偶者暴力相談支援センターについて

○委員長

議事の(3) 配偶者暴力相談支援センターについて事務局の説明を求める。

○事務局

資料No.2をご覧ください。

配暴センターの業務は、協働推進課 男女共同参画係が行っている。

業務実施日は火曜日から金曜日まで、相談予約の受付や証明書の交付は土曜日も行っている。

相談は女性相談員による対面相談である。現在の相談日は、火曜日、木曜日、金曜日、時間は午前10時から午後5時までであり、相談時間は1人およそ1時間としている。

配暴センターの業務内容は、配偶者暴力防止法第3条第3項に定められている。

資料中、「2 配偶者暴力相談支援センターとは」の①をご覧ください。配暴センターの役割として重点的に行っていることは、被害者の話を聞き、関係機関に繋げることである。これは、被害者の悩みが加害者から受ける暴力だけに留まらず、経済的なことや子育てに関する事、自分自身の体調に関する事など、多岐にわたっていることが多いためである。

続いて、重点的に行っていることとしては、③の緊急時における安全の確保が挙げられる。命の危険が認められる場合は、埼玉県婦人相談センターに依頼して一時保護を行う。

そのほか、自立に向けた就労の促進、援護等に関する制度の利用等について情報提供も行っている。

広報については、毎月、広報かわぐちに「女性のための相談窓口」として案内を掲載しているほか、啓発用のカードを作成し、公共機関の女性トイレ等に設置している。本日、机上に配布したピンク色のカードである。二つ折りになっており、クレジットカードと同じサイズで財布に収納しやすくなっている。

説明は以上である。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

○委員

資料中、「2 配偶者暴力相談支援センターとは」の①の部分で、DV被害者からの相談に応じ関係機関を紹介するという説明があったが、具体的にはどのような機関を紹介することがあるのか。

○事務局

県の婦人相談センターや警察、また、経済的に困っているということであれば生活保護担当課、子どもがいる被害者の場合は子育て関連の課など、個々のケースに応じて判断し、紹介、連携を行っているところである。

○委員

相談については女性相談員が対応するとのことだが、例えば男性が相談に来た場合や、日本語の話せない外国の方が相談に来た場合はどのように対応しているか。

○事務局

男性が相談に来た場合でも、配暴センター業務に該当する内容であれば原則女性と同様に対応している。また、協働推進課内に多文化共生係があり、日本語と中国語と英語が話せる職員を国際交流員として採用しているため、日本語が話せない外国人からの相談については国際交流員同席のうえ対応することもある。

○委員長

私からも一つ質問させていただきたい。

さきほど施設内を見学し、女性トイレの手洗い場のところに啓発用のカードが置かれていることを確認したが、個室には置かれていなかったかと思う。そのようなカードを手にとることさえ怯えているような女性にとって、一番安心できるのは個室の中だということがよく言われるが、トイレの個室にカードを置くことについてはこれまで議論されたことはないか。

○事務局

これまで特に議論になったことはないが、物理的に置ける場所があれば設置は可能と思われる。今後、検討させていただきたい。

○委員

以前、川口市で女性相談員を務めていて感じたことを一言申し上げたい。

川口市の場合、協働推進課が中心となって庁内の連絡会議を開催しており、関連部署と深く連携を取っているところが他の市にはない優れた点だと思っている。今後も継続していただけると大変ありがたい。

○事務局

つい先日、委員のおっしゃる「DV対策庁内連絡会議」を開催した。その中で、現行の行政の体制では対応しきれないような課題が昨今増えてきていることもあり、更に関係各課・機関と連携を密にしていく必要があるということ再確認したところである。今後とも対応に遺漏のないよう、連携を図っていきたいと考えている。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

(4) 計画(案)について

○委員長

議事の(4)計画(案)について事務局の説明を求める。

○事務局

資料No.3をご覧いただきたい。計画策定のたたき台として、事務局で作成した計画(案)である。

まず、5ページが計画の目次である。

構成として、第1章 計画策定の趣旨、第2章 計画の内容と大きく分け、第1章ではDVを取り巻く現状から計画の策定に至る経緯について説明、第2章では計画の内容として、DV対策に総合的に取り組むための基本目標を定め、支援施策を明確化していこうと考えている。

本日は、第1章 計画策定の趣旨について委員の皆様にご意見をいただき、計画に反映させていきたい。

6ページ、7ページをお開きいただきたい。

第1章の1 計画策定の背景であるが、先ほども議事の(1)諮問事項についての部分で説明させていただいたとおり、計画策定に至るまでの背景についてここで説明している。

分かりにくい言葉には注釈を付け、本文以外の部分で補足している。現段階では、本文の下に補足文を記載しているが、今後見やすいよう構成を検討する。

8ページ、9ページをお開きいただきたい。

2 計画の性格と位置付けについてである。ここでは、以下の3点について説明している。

1点目として、この計画は、配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」に相当するものであること。2点目として、この計画は、国の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、「埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」の内容を勘案して策定するものであること。ちなみに、埼玉

県の基本計画については、別添資料1として配布させていただいた。お時間のある時にお目通しいただきたい。3点目として、この計画は、「川口市男女共同参画推進条例」第7条の趣旨を踏まえ、「第2次川口市男女共同参画計画<<改訂>>」の「課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画として位置付けるものであること。

以上である。

続いて3 計画の期間だが、平成32年度から平成36年度までの5年間とする。元号については新元号が決まり次第修正する予定である。

4 対象とする暴力については、配偶者暴力防止法に定められている配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のほか、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力についても対象とする。

暴力の種類については、6つに分け記載している。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力である。

11ページをご覧ください。

5 計画策定の経緯である。(1)では国の動き、(2)では県の動き、(3)川口市の動きについてそれぞれ説明している。

川口市の動きとしては、平成24年に「川口市男女共同参画推進条例」を制定し、翌25年にその条例の趣旨に即した「第2次川口市男女共同参画計画」を策定、計画中「課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」として位置付けた。

続いて、13ページをご覧ください。

6 川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題である。こちらは、別添資料2 男女共同参画に関する市民意識調査(抜粋)をもとに作成している。

市民意識調査は、「第2次川口市男女共同参画計画」の改訂を行うにあたり基礎資料として実施したものであり、その中の項目として男女間の暴力についても調査を行っている。

① 暴力にあたると思う行為について、「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の

割合は「身体を傷つける可能性のある物で殴る」が93.0%と最も高い結果であった。

続いて、14ページをご覧いただきたい。

② 暴力を受けた際の相談先では、暴力と思う行為を受けた際に、誰かに相談したか聞いたところ、「誰にも相談しなかった」が52.0%と過半数を占めている。

③ 暴力を受けた際に誰にも相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」が69.4%と最も高い結果となった。

15ページをご覧いただきたい。

(2) 市における女性相談件数である。こちらは、配暴センターが開設されてからの件数となっている。棒グラフの水玉模様がDV相談件数だが、右肩上がりに増えている状況である。平成30年度は1月までの件数を掲載しており、策定時には3月までの相談件数を掲載する予定である。

(3) 課題であるが、市民意識調査により分かったことは、暴力を受けても誰にも相談をしないという人が多く、また、暴力を受けてもそれが相談するほどのことではないと考えている人が多いということである。このことから、DVは潜在化しやすく、周囲も気が付かないうちに被害が深刻化する恐れがあることが見てとれる。

以上の課題を踏まえ、今後も被害者の身近な相談窓口として配暴センターの周知に努めるとともに、相談しやすい環境づくりを進めることが必要と考える。

また、DV被害者支援については、関係各課相互の連携が必要となることから、支援体制の構築に努めていく。

計画（案）についての説明は以上である。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか

○委員

改めての確認だが、今回の委員会では、「川口市DV対策基本計画」を一緒に作っていくということよろしいか。

○事務局

おっしゃる通りである。

今回、第1章について事務局からたたき台を提示させていただいたが、今後もこのような形で事務局の提示する計画（案）について委員の皆様からご意見をいただきつつ、一年かけて計画そのものを作成していきたいと考えている。

○委員

これまで、「第2次川口市男女共同参画計画」の中のひとつの課題としてあったものを、独立した計画として作成し直すという理解でよいか。

○事務局

おっしゃる通りである。説明が足りず申し訳ない。

平成28年に配暴センターを設置したことから、「第2次川口市男女共同参画計画」中、DV対策基本計画として位置付けられていた部分を独立させ、新たな計画として策定し直したいと考えている。

○委員長

内容の審議にあたっては、細かい文言なども確定させていったほうがよいか。

○事務局

文中の言い回しなどについても、気になる点があればご指摘いただきたい。

○委員長

では私から一つ申し上げたい。

資料6ページの4行目に、「DVを子どもに目撃させることは児童虐待にあたり、子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことも見逃せない問題です。」との文章がある。事務局とも事前に議論させていただいたが、法律では児童虐待防止法というものがあり「児童虐待」という呼び方をされているものの、広くは「子ども虐待」という言葉が福祉の現場でも使われている。「児童虐待」という言葉と「子ども虐待」という言葉のどちらが適切だろうか。ちなみに、この部分では前後に「子ども」という文言が3回続くので、文章としては「児

「児童虐待」としたほうが落ち着くのかなとは思いますが、DV対策基本計画の中でどう表現していくべきかということもこの場で議論したほうがよいのではと感じた。

先日の野田市の痛ましい事件のこともあり、ドメスティック・バイオレンスと子ども虐待、児童虐待の関係がここに謳われているということは大事なことであると思う。そういうことなども含め、委員の皆さんからもお気づきのことがあれば広く意見をいただきたい。

事務局としては、やはり法律の用語に沿って「児童虐待」とするほうがよいとお考えか。

○事務局

恐らく、「子ども虐待」と表記する場合と「児童虐待」と表記する場合の両方があり、「児童虐待」のほうが対象が狭まるというイメージなのかなと思う。例えば、計画中では法に沿って「児童虐待」という表記に統一しておき、注釈で「法律で定められた定義を超えて捉える」というような説明を別に記すというのも一つの方法としてご提案したい。

○委員

特に「児童」や「子ども」という言葉を入れずに、「虐待」としてはどうか。「虐待」という言葉そのものが意味するところもあると思うが。

○委員長

今の委員からの意見について、事務局からはどうか。

○事務局

この部分では、前後に子どもという言葉が出てくるので「虐待」としても差し支えはないのかなと思うが、他のページで出てきた時に同じように意味が通じるかということについては今後検討していく必要があると考える。

○委員

委員長のおっしゃる「子ども虐待」という言葉は、何か特別な意味を持って使われているものなのか。

○委員長

国の法律上の言葉としては、児童虐待防止法に基づき「児童虐待」という言葉が使われ

ているが、先ほどの事務局の意見にもあったように、「児童」というと定義が狭まってくる。

私個人的にということではなく、福祉の現場等では「子ども虐待」と表現される場合が多いのかなと思う。児童虐待防止法の中で、「DVそのものも児童虐待である」ということが明記されていることを考えれば、ここも「児童虐待」でもいいのかなと思うが、子どもの心を傷つける、子どもの成長を損なうという意味合いで「子ども虐待」という表現を使うのもいいのかなと思う。また、事務局が言うように、法律の言葉を使いつつ、注釈を入れていただくという方法でもいいと思う。

この部分以外でも、何か意見などあるか。

○委員

そもそもの話になってしまうが、「川口市配偶者暴力相談支援センター」という名称は何を相談するところか非常に明確で分かりやすい反面、相談する側としては表現的にきついと感ずるところがあるのではないか。気軽に相談しやすいような愛称があったほうが良いような気がする。

○事務局

「配偶者暴力相談支援センター」というのは法令上そのような呼称になっているが、それとは別に愛称をつけることも可能である。いい愛称をご提案いただければ検討する。

○委員

職員や相談員が電話に出る時には、「配偶者暴力相談支援センターです」というような出方をするのか。

○事務局

電話に出る際は、「川口市女性総合相談です」と名乗るようにしており、「配偶者暴力相談支援センター」という呼称は使用していない。広報かわぐちでの案内も、「女性のための相談窓口」としている。

○委員

そういうことであればそのままでも大丈夫かとも思う。

○委員長

外に向けてはそのような表現をし、基本計画の中では法令上の言葉として「配偶者暴力相談支援センター」に統一しているという見解でよろしいか。

○事務局

おっしゃるとおりである。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

4 その他

○委員長

最後に4 その他について、事務局から何かあるか。

○事務局

本日、時間内ではすぐに出せなかった意見もあるかと思う。資料をお持ち帰りいただき、改めて何かご意見などあれば事務局までご連絡いただきたい。いただいた意見は次回の議題にするか、今後の検討課題とさせていただく。

○委員長

委員からは何かあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

なしとのことなので、これで議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

これをもって、第2回委員会を終了する。

5 閉会（10時30分）

会議の内容については、以上のとおりです。

平成31年3月26日

川口市男女共同参画推進委員会委員長

(杉浦委員長署名)

川口市男女共同参画推進委員会委員

(岩城委員署名)
